

CMP 利用ルール 第 1.0 版

2026 年 01 月 22 日発行
CMP コンソーシアム

目次

1. 序文	1
2. 製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム CMP	1
3. 適用範囲.....	3
4. 用語の定義.....	3
5. 製品含有化学物質および資源循環情報の管理体制の構築	8
6. CMP 製品環境情報の伝達の基本	9
6.1. 責任ある情報伝達.....	9
6.2. CMP 製品環境情報の連携	9
6.3. サプライチェーンにおける CMP 製品環境情報の伝達	9
6.4. CMP 製品環境情報の利用	10
6.5. 情報の更新.....	11
6.6. 企業機密	11
6.7. 情報伝達先における情報作成・伝達の支援	11
7. 製品含有化学物質情報	11
7.1. CMP 要申告基準および CMP 要申告物質.....	11
7.2. セクター別の成分情報の申告条件	12
7.3. 成分情報の登録	12
7.4. 化学品の製品含有化学物質情報の伝達	12
7.5. 成形品の製品含有化学物質情報の伝達	13
7.6. 成形品の遵法判断情報.....	13
7.7. 要申告候補物質	13
7.8. 個社独自調査および回答	13
8. 製品に付随する資源循環情報	14

1. 序文

本ルールは、製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム Chemical and Circular Management Platform (以下、CMP とする)を利用した製品環境に関する情報の伝達における原則を示したものである。CMP は、サプライチェーンの川上、川中、川下の連携のもとで、製品含有化学物質情報及び製品に付随する資源循環情報からなる CMP 製品環境情報の確実かつ効率的な伝達を可能とするための仕組みを提供することを目的とする。CMP は、運営事業者が運営し、サプライチェーンに関わる組織が利用することができる。

本ルールに示された CMP 製品環境情報の伝達の原則は、運営事業者が制定する規定やマニュアル等(以下、マニュアル等と記載する)の文書に、本ルールとの関係を示したうえで、より具体的に展開された内容として盛り込まれることがある。CMP を利用する組織は、サプライチェーンにおける CMP 製品環境情報の確実かつ効率的な情報伝達のために、本ルールおよびそれぞれのマニュアル等を正しく理解し、遵守するとともに、本ルールを逸脱する要求をしないこと。

2. 製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム CMP

CMP は、「6. CMP 製品環境情報の伝達の基本」に基づいて、製品含有化学物質情報および製品に付随する資源循環情報の伝達が可能な情報伝達システムである。CMP の機能を 3 つの側面から説明する。

【製品含有化学物質】

- EU REACH 規則(Regulation (EC) No 1907/2006)など、年々増加する化学物質規制に迅速に対応する。
- 情報の秘匿性を担保した上で、CMP 上で伝達されるすべての情報の確実な管理および業務効率の向上を実現する。

【資源循環】

- EU 持続可能な製品のためのエコデザイン規則(Regulation (EU) 2024/1781)を睨み、デジタル製品パスポート(DPP)を意識したサプライチェーンでの資源情報を伝達する。
- CMP の製品 – 部品 – 材料 – 化学物質の階層情報に、製品に付隨する資源循環情報を付加することで、サーキュラーエコノミーに資する情報の伝達を効率的に実現する。
- 部品リユース情報、リサイクル材情報(含有率、純度、由来等)の伝達を可能とする。

【グローバル連携】

- 國際規格 IEC 82474-1:2025 Material Declaration – Part 1: General requirements)が規定する内容を盛り込むことで、グローバル連携を可能とする。
- グローバルに展開されている製品含有化学物質情報に関する既存の情報基盤やスキーム(自動車セクターのIMDS や電気電子機器セクターの chemSHERPA 等)と相互運用を図りながら、CMP 製品環境情報の伝達のための情報基盤を実現する。

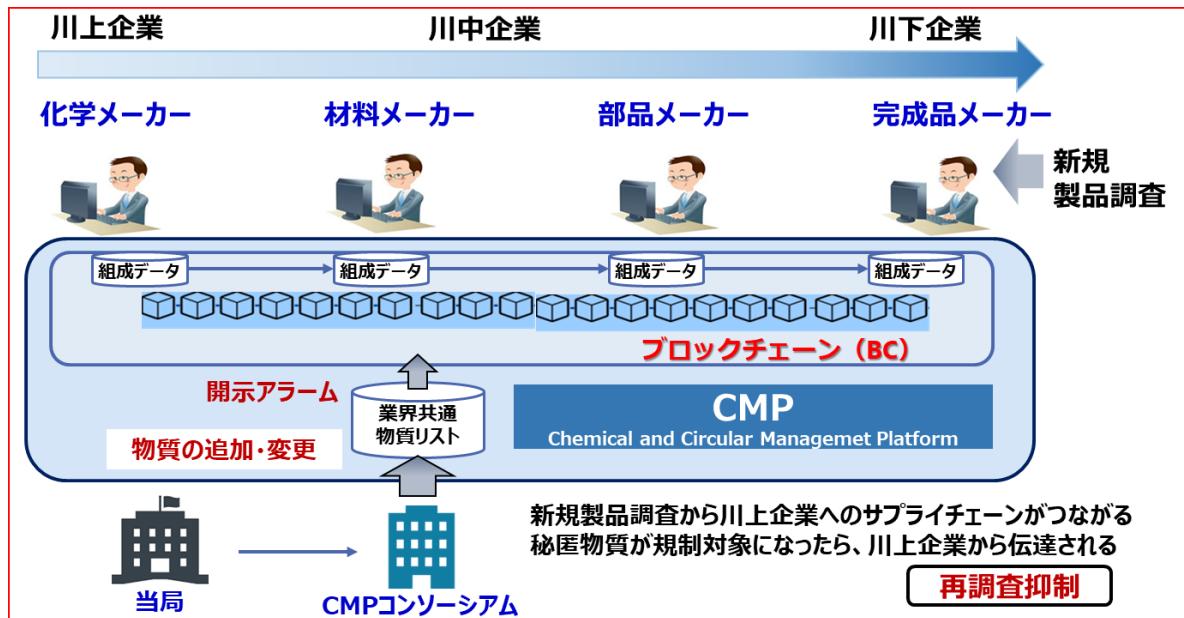


図 1 CMP の情報伝達

CMP における CMP 製品環境情報の伝達は、依頼・連携・情報作成・登録・申告などの一連の作業であり、各組織が本ルールに則って、「責任ある情報伝達」として行うものである。

組織は、CMP を用いて、組織が提供する製品の CMP 製品環境情報を伝達すること。製品含有化学物質情報における成分情報とは、化学品の場合は、製品に含有する化学物質とその含有率であり、成形品の場合は、部品を構成する材料、および材料を構成する化学物質と、その含有率である。さらに、化学品、成形品ともに、物質に付随する情報を含む。

[注記] 成分情報は、製品分野によらず、サプライチェーンを通して、製品含有化学物質管理及び広義の化学物質管理において、有効な情報である。

組織は CMP を用いることで、製品含有化学物質情報に加えて製品に付随する資源循環情報を伝達することができる。製品に付随する資源循環情報とは、化学品の場合は、製品のリサイクル材情報、リニューアブル材情報、リサイクル率の情報である。成形品の場合は、製品含有化学物質情報の製品 – 部品 – 材料 – 化学物質からなる階層構造にあわせた、リサイクル材情報、リニューアブル材情報、リユース部品情報、リサイクル・リユース率の情報となる。製品に付随する資源循環情報を追加することで、サーキュラーエコノミーにも対応した製品環境情報となる。

表 1 CMP で伝達できる製品環境情報

CMP 製品環境 情報	製品含有 化学物質情報	化学品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学品登録情報(製品品番、製品名、メーカー名など) ・ 化学品中の化学物質(成分情報)
		成形品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成形品登録情報(製品品番、製品名、メーカー名など) ・ 製品 – 部品 – 材料からなる階層構造における材料中の化学物質(成分情報)
	製品に付随する 資源循環情報	化学品	<ul style="list-style-type: none"> (製品含有化学物質情報へ追加可能) ・ リサイクル材情報、リニューアブル材情報、リサイクル率の情報
		成形品	<ul style="list-style-type: none"> (製品含有化学物質情報へ追加可能) ・ 製品含有化学物質情報の製品 – 部品 – 材料 – 化学物質からなる階層構造にあわせたリサイクル材情報、リニューアブル材情報、リユース部品情報、リサイクル・リユース率の情報

3. 適用範囲

本ルールは、CMPを利用して行われる CMP 製品環境情報の伝達に適用される。

4. 用語の定義

このルールで用いる主な用語及びその定義は、以下のとおりとする。

用語	定義(引用)
物質 (化学物質)	天然の状態にある化学元素及びその化合物又は製造工程によって得られる化学元素及びその化合物。 [注記] 製品の安定性を保持するために必要な添加物及び使用される工程に由来する不純物を含む。ただし、物質の安定性に影響を及ぼすことなく又はその組成を変化させることなく分離することができる溶媒を除く。 [出典: IEC 82474-1 3.]
物質群	ある一般的な名称でくられる 1 以上の化学的部分構造または化学的または物理的性質を共有する物質が 2 つ以上ある場合、それらの物質の集合をいう。 [出典: IEC 82474-1 3.]
混合物	2 つ以上の化学物質を混合した物。 [注記] 混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等がある。 [出典: IEC 82474-1 3.]
化学品	化学物質及び／又は混合物。 [出典: JIS Z 7201:2017 3.4]
材料	1 つ以上の物質によって構成される物。 [注記] 材料は化学品、成形品ともに使われる。化学品材料または成形品材料のいずれかに該当する。 [出典: IEC 82474-1 3.]
成形品	生産時に与えられる特定な形状、表面又はデザインが、その化学組成よりも大きく機能を決定する物体。 [出典: IEC 82474-1 3.]
ファーストアーティクル	最初の成形品。化学物質／混合物から、化学物質の含有量が固定される成形・乾燥・加熱・塗布等の製造工程を経て製造された最初の成形品(材料)。 [出典: ECHA "information_requirements_for_scip_notifications" Article as such と同義語]

用語	定義(引用)
部品	<p>完成品に至るまでの成形品。</p> <p>[注記] 部品の例として、次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 化学品から初めて成形品へ変換された部品の例を次に示す。 <ul style="list-style-type: none"> – パーソナルコンピュータの例：キーボードの一つのキー – 電子機器の例：電話機用樹脂製ケース – 輸送機器の例：自動車用ブレーキパッド – 工作機器の例：モータ用銅材 – 家具の例：スプリング用鋼材 b) 部品を組み合わせて製造された部品の例を次に示す。 <ul style="list-style-type: none"> – パーソナルコンピュータの例：パーソナルコンピュータのキーボード – 電子機器の例：電話機用受話器 – 輸送機器の例：自動車用ブレーキ – 工作機器の例：電動ドリル用モータ – 家具の例：ベッド用マット <p>[出典: JIS Z 7201:2017 3.5]</p>
完成品	<p>化学品及び／又は部品を組み合わせたり、加工したりして製造した最終の成形品。</p> <p>[注記] 完成品の例として、次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> – パーソナルコンピュータの例：パーソナルコンピュータ – 電子機器の例：電話機 – 輸送機器の例：自動車 – 工作機器の例：電動ドリル – 家具の例：ベッド <p>[出典: JIS Z 7201:2017 3.5]</p>
製品	<p>商品、サービス又はこれらの組合せ。</p> <p>[出典: IEC 82474-1 3.]</p> <p>組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す化学品、部品、及び完成品。</p> <p>[出典: JIS Z 7201:2017 3.7]</p>
成分	<p>化学品を構成する化学物質か、又は単一化学物質の同定が難しい場合は、起源若しくは製法によって特定できる要素。</p> <p>[出典: JIS Z 7253:2019 3.9]</p>
意図的添加	<p>特定の特性、反応又は品質を与えることを意図した一つ以上の製品ライフサイクル段階で使用される物質。</p> <p>[出典: IEC 82474-1 3.]</p>
均質材料	<p>全体に均一な構成成分の 1 つの材料、または例えば回して外す、切断する、押しつぶす、碎く、研磨するプロセスなどの機械的行為によって異なる材料に分離または解体することができない、複数の材料の組合せから構成される材料を意味する。[改正 RoHS 指令(2011/65/EU) 第 3 条 20 項]</p>
組織	<p>責任、権限及び相互関係を伴う独自の機能をもつグループ。</p> <p>[出典: JIS Z 7253:2019 3.9]</p>
ファーストアーティクル生産者	<p>最初の成形品(材料)を扱う生産者(化学品を成形品に変換する工程を持つ)。</p> <p>[出典: CMP 用語]</p>

用語	定義(引用)
ジャンル	CMP で定める部品区分。繊維、玩具、電池、包装材 等 [出典: CMP 用語]
セクター	CMP で定める業種業界。電機電子業界、自動車業界 等 [出典: CMP 用語]
成分情報	管理対象物質の種類とその含有率からなる製品含有化学物質情報。 [出典: chemSHERPA 製品含有化学物質利用ルール(Ver.1.7) 3 条 抜粋]
遵法判断情報	特定の製品分野における法規制及び／又は業界基準への適合性の判断根拠として利用できる製品含有化学物質情報 [出典: chemSHERPA 製品含有化学物質利用ルール(Ver.1.7)]
CMP 要申告基準	CMP のいずれかのセクターで申告を必須とする法規制及び／又は業界基準 [補足] セクター毎に申告必須とする基準は CMP 要申告基準から選定する。 [出典: CMP 用語]
CMP 要申告物質	CMP 要申告基準で指定されている物質群及び物質。原則、同基準が指定する全物質とする。 [出典: CMP 用語]
CMP 要申告物質リスト	CMP 要申告物質のリストであり、物質群について、個別の物質まで展開した物質を含む。 [出典: CMP 用語]
CMP 一般化学物質	CMP 要申告物質および CMP 要申告候補物質以外の物質であって成分情報の登録や申告に利用可能な CMP に登録されている物質、物質群および擬似物質。 [出典: CMP 用語]
CMP 要申告候補物質	CMP 要申告基準の対象の法規制及び／又は業界基準の対象物質となることが提案、検討されており、運営事業者で製品含有化学物質情報の収集が必要であると決定された物質。 [出典: CMP 用語]
CMP 登録物質	CMP に登録されている物質であり、CMP 要申告物質、CMP 要申告候補物質ならびに CMP 一般化学物質で構成される。 [出典: CMP 用語]
セクター別要申告基準	セクターにおいて、申告を必須とする対象基準であり、CMP 要申告対象基準から抽出、特定する。 [出典: CMP 用語]
セクター別要申告物質	セクター別要申告基準で指定されている物質群及び物質。原則、同基準が指定する全物質とする。 [出典: CMP 用語]
セクター別要申告物質リスト	セクター別要申告物質のリストであり、物質群について、個別の物質まで展開した物質を含む。 [出典: CMP 用語]

用語	定義(引用)
セクター別一般化学物質	<p>セクター別要申告物質およびセクター別要申告候補物質以外の物質であって当該セクターにおける成分情報の登録や申告に利用可能な CMP に登録されている物質、物質群および擬似物質。</p> <p>[出典: CMP 用語]</p>
機密扱い物質	<p>機密扱いとした物質であり、データ作成者とデータ作成者が指定したユーザのみがその化学物質の名称を見ることができ、その他のユーザには、その化学物質名が機密物質”と表示される。</p> <p>[補足] 申告レベル=FMDにおいては、機密扱い物質をセクター毎に定められた利用可能なワイルドカードとあわせて均質材料あたり 10wt%以内で使用可能。ただし、セクター別要申告物質を機密物質に指定することはできない。</p> <p>[出典: CMP 用語(IMDS)]</p>
擬似物質	<p>CAS RN.を持たないが該当物質を正確に表すことができる化学物質または化学物質のグループを指す。例えば”アクリル樹脂”など。なお、実際の化学物質 (real substance)であり、ワイルドカードとは異なる。</p> <p>[補足] 運営事業者が決定した物質。</p> <p>[補足] CAS RN を持つ物質での申告/登録が優先される。要申告物質の未申告 /未登録をするための手段として擬似物質を使ってはならない。</p> <p>[出典: CMP 用語(IMDS)]</p>
ワイルドカード	<p>物質を特定せずに成分情報を申告する際(秘匿したい場合や不純物等で物質特定ができない場合等)に使用する識別子。</p> <p>[補足] 申告レベル=FMDにおいては、セクター毎に定められた利用可能なワイルドカードを機密物質とあわせて均質材料あたり 10wt%以内で使用可能。ただし、セクター別要申告物質を含んではならない。</p> <p>[出典: CMP 用語(IMDS)]</p>
FSD (全物質申告)	<p>Full Substance Declaration。</p> <p>製品に含有するすべての物質と材料を特定した成分申告。物質の匿名の識別を含まない FMD。</p> <p>[補足] 匿名の識別とはワイルドカードと機密物質を示す。</p> <p>微量物質は、製品に意図的に添加(又は含有)されておらず、かつ情報伝達を必須とする必須条件を満たす化学物質でない場合に、情報伝達の対象から除外できる。</p> <p>[出典: IEC 82474-1 に加筆]</p>
FMD (全成分申告)	<p>Full Material Declaration。</p> <p>製品に含有するすべての材料を特定し、匿名での識別を許容してすべての物質を特定した成分申告。匿名で識別される物質は、機密のビジネス情報(CBI)物質である可能性がある。匿名物質を含むすべての物質の質量合計は、製品の質量の 100% に達する。</p> <p>[補足] CMP では、匿名で識別される物質とは、ワイルドカードと機密物質のことを示し、均質材料あたり 10wt%以内で使用可能。</p> <p>[出典: IEC 82474-1 に加筆]</p>
DSD (要申告物質申告)	<p>Declarable Substance Declaration。</p> <p>製品に含有するすべての材料を特定し、すべてのセクター別要申告物質を特定する成分申告。</p> <p>[出典: CMP 用語]</p>

用語	定義(引用)
FSR (全物質登録)	<p>Full Substance Registration。 製品に含有するすべての物質と材料を特定した成分登録。物質の匿名の識別を含まないFMR。</p> <p>[補足] CMPでは、匿名で識別される物質とは、ワイルドカードと機密物質のことを示す。</p> <p>[出典: CMP用語]</p>
FMR (全材料登録)	<p>Full Material Registration。 製品に含有するすべての材料を特定し、匿名での識別を許容してすべての物質を特定した成分登録。匿名で識別される物質は、機密のビジネス情報(CBI)物質である可能性がある。匿名物質を含むすべての物質の質量合計は、製品の質量の100%に達する。</p> <p>[補足] CMPでは、匿名で識別される物質とは、ワイルドカードと機密物質のことを示し、均質材料あたり10wt%以内で使用可能。</p> <p>[出典: CMP用語]</p>
DSR (要申告物質登録)	<p>Declarable Substance Registration。 製品に含有するすべての材料を特定し、すべてのセクター別要申告物質を特定する成分登録。</p> <p>[出典: CMP用語]</p>
成形品材料	<p>成形品に該当する材料(すでに定義済みの用語“材料”および“成形品”的複合語) [補足] ファーストアーティクルの工程で使う用語。CMPでの解釈は別途マニュアル参照</p> <p>[出典: CMP用語]</p>
化学品材料	<p>化学品に該当する材料(すでに定義済みの用語“材料”および“化学品”的複合語) [補足] ファーストアーティクルの工程で使う用語。CMPでの解釈は別途マニュアル参照</p> <p>[出典: CMP用語]</p>
CMP材料分類リスト	<p>2つのクラスが同じ材料を含まないように、製品の側面を一覧する目的で CMPで定義した材料の分類</p> <p>[出典: CMP用語]</p>
独自調査物質リスト	<p>CMP登録物質に収載されている物質で、独自調査が必要な物質は、運営事業者に登録申請を行い、認められれば、要求することができる。</p> <p>[出典: CMP用語]</p>
プレコンシューマリサイクル材料	<p>製造工程から転用された廃棄物から再処理された材料。</p> <p>[注記1] リワーク、再生材、スクラップなど、工程で発生し、それを発生させたのと同じ工程内で再生可能な材料の再利用は除外される。</p> <p>[注記2] 消費者向けリサイクル材は、産業廃棄物リサイクル材と呼ばれることがある。</p> <p>[出典: IEC 82474-1 3.]</p>
プレコンシューマリサイクル率	<p>プレコンシューマリサイクル材料の質量比率。</p> <p>[出典: IEC 82474-1 3.]</p>

用語	定義(引用)
ポストコンシューマリサイクル材料	最終消費者からの廃棄物を再処理した材料。 [注記 1] エンドユーザーは、エンドユーザーとしての役割を果たす個人または家庭、商業施設、産業施設、機関施設などの事業体であることができる。 [注記 2] これには、流通チェーンからの材料の返品が含まれる。 [出典: IEC 82474-1 3.]
ポストコンシューマリサイクル率	ポストコンシューマリサイクル材料の質量比率。 [出典: IEC 82474-1 3.]
リサイクル材料	使用済み製品、部品または材料から再処理された材料。 [注記 1] リサイクル材料は、消費前または消費後であることができる。 [注記 2] 使用済み材料は製造工程から生じることがある。 [出典: IEC 82474-1 3.]
リサイクル率	リサイクル材料の質量比率。 (注記) リサイクル含有量は、適用される基準に基づいて計算すること。 [出典: IEC 82474-1 3.]
再生可能材率	再生可能素材の質量比率。 [注記] 再生可能エネルギー含有量は、適用される基準に基づいて算出されるべきである。 [出典: IEC 82474-1 3.]
リユース部品	製品から取り外され、別の製品に再び使用される部品。 [注記 1] 部品は、変更の有無にかかわらず再使用される(例えば、機能的または美的な変更)。 [注記 2] 部品は、同一または異なる目的で再利用される。 [出典: IEC 82474-1 3.]
リユース率	製品中のリユース部品の質量比率。 [出典: IEC 82474-1 3.]
運営事業者	CMP コンソーシアム
基盤運用事業者	CMP 基盤を運営管理する、運営事業者から委託された事業者。

5. 製品含有化学物質および資源循環情報の管理体制の構築

CMP を用いた製品含有化学物質情報の伝達に関わる各組織は、自組織の製品含有化学物質管理の仕組みを構築する必要がある。また、CMP 製品環境情報の伝達のために、製品含有化学物質管理を基本として、製品に付随する資源循環情報の管理にも取り組むこと。

[注記] 製品含有化学物質管理の仕組みの構築については、日本産業規格 JIS Z 7201(製品含有化学物質管理－原則及び指針)や JIS Z 7201 に準拠した業界のガイドラインなどを参考とすることができます。

製品含有化学物質管理においては、さまざまな製造工程を経て製造される組織の製品の製品含有化学物質を把握すること。特に、化学変化、化学品から成形品への変換(変換工程)等に最大限留意することが必要である。

6. CMP 製品環境情報の伝達の基本

6.1. 責任ある情報伝達

情報依頼者・情報受領者(以下、情報受領者)、被依頼者・情報提供者(以下、情報提供者)ともに、CMP の目的に基づき、「責任ある情報伝達」を行うこと。

情報受領者は、提供側が正確な成分情報を選択するために必要な正しい情報(セクター、ジャンル等)を依頼時に責任をもって伝えること。

情報提供者は、供給者からの情報や自社の知見や実績、科学的知見等に基づいて、可能な限りの努力によって作成した CMP 製品環境情報を、組織が定めた手続きに従って責任者が承認した上で、伝達すること。

CMP 製品環境情報の確実かつ効率的な伝達のために、各組織は、「責任ある情報伝達」の結果を十分に尊重し、活用すること。

[注記 1] CMP によって CMP 製品環境情報が伝達された場合、その情報は「責任ある情報伝達」の結果として見なされる。「責任ある情報伝達」は、情報受領者が情報提供者に対して、知り得ない情報を調査し続ける強いたり、高精度の手法による詳細な化学分析を強いることではない。

[注記 2] 化学品を供給する場合には、化学品として CMP 製品環境情報を伝達することが基本となるが、企業間取引の合意に基づいて、当該化学品から製造されるファーストアーティクルの情報を伝達することができる。化学品の情報およびファーストアーティクルの両者の情報を同時に伝達する場合には、化学品の情報を「責任ある情報伝達」とし、ファーストアーティクルの情報は任意の情報伝達とする。ファーストアーティクルの情報のみを伝達する場合には、伝達した情報を「責任ある情報伝達」とする。

CMP で伝達される製品含有化学物質情報の精度は、セクター別要申告基準において参考される法規制等の含有制限に対応したものとする。製品含有化学物質情報の伝達申告基準に従って川下側に伝達すること。

全ての調達品の CMP 製品環境情報を、供給者から入手できるとは限らないため、組織の有する知見や科学的情見等の情報を加えるなどの合理的な努力により情報を作成し、伝達すること。

商社やファブレス事業者、受託生産事業者等は、入手した情報を確認し、自らの組織からの情報として「責任ある情報伝達」を行うこと。

6.2. CMP 製品環境情報の連携

CMP においては、顧客からの情報提供の依頼に対して、製品の供給者が依頼を承諾することで、サプライチェーンにおける組織のつながりが構築される。それ以降は、そのつながりに基づいて、情報の伝達が行われる。

サプライチェーンの最上流で化学品を供給する組織を除き、組織の製品の CMP 製品環境情報を作成する組織は、上流側から伝達された CMP 製品環境情報を組織の製品の製品含有化学物質情報に紐づけ、サプライチェーンを通じた CMP 製品環境情報の連携を維持すること。

6.3. サプライチェーンにおける CMP 製品環境情報の伝達

【情報受領者】

供給を受ける化学品または成形品のうち、製品含有化学物質の管理や情報伝達に必要となる製品の情報だけを、情報の回答の依頼対象とすること。情報受領者は、契約等に基づき回答を要求する製品が属するセクターおよびジャンルを設定すること。

CMP 製品環境情報は、上流からの情報伝達や技術的・科学的に妥当な根拠に基づいて情報伝達されるべきであり、詳細な分析による証明を強いるべきではない。

情報提供者が入力する情報項目に、情報受領者の指定する「独自の情報」を情報提供者に必須要件として入力を求めるべきではない。CMP で調査できる情報項目については、CMP を最大限活用し、独自方式での調査を行うべきではない。

また、CMP 要申告物質以外の物質の情報提供を川上側の企業に依頼する場合は、その必要性について十分に吟味し、どうしても必要な場合はできる限り調査依頼に先立って運営事業者に対して物質登録の申請を行い、CMP にて情報伝達できるよう努力する。セクターで設定された申告レベルを超えて、要求してはならない(ただし、当該企業間の合意がある場合は除く)。

【情報提供者】

情報受領者が示すセクターおよびジャンルが求める申告条件(7.2.参照)に従った成分情報を申告する。情報受領者が示すセクターが複数ある場合は、複数セクターの条件を満足する成分情報を申告する。ただし、情報提供者が使用を認めていないセクター(用途)での要求は、当該事業者間で確認すること。

受領した依頼・通知に対しては、できる限り迅速な対応を行うよう努力すること。

セクターで設定された申告レベル未満での報告要求は、企業間取引での合意が必要である。

【共通】

申告必須の情報項目の記載は英語を用いる。

法規制への適合の最終判断は、サプライチェーンにおける「責任ある情報伝達」の内容に基づき、当該法令が適用される用途に使用する製品を製造、もしくは上市する企業が責任を持って行う。

6.4. CMP 製品環境情報の利用

【データ主権の原則】

CMPにおいては、情報提供者が情報の提供の管理・制御をできること。伝達される CMP 製品環境情報は、情報提供側に「データ主権」がある。

[注記] データ主権とは、データ所有者が「利用相手」、「利用条件」、「保管場所」を決定できる権利である。一方、情報入手側には「機密管理」に関する責務があり、情報を受領したユーザは、CMP で伝達された情報を、遵守すべき法規制への適合をはじめとした、人と環境に与える悪影響の最小化することを目的として、自社における CMP 製品環境情報の作成および管理においてのみ使用することができる。サプライチェーンの開示やサプライヤーの商品コストの評価等、別の目的のために使用してはならない。

運営事業者は、企業情報に関するユーザ関連の情報として、登録プロセスで提供されたユーザ関連情報を全てのユーザに使用可能にする。これは情報を宛先に送信し伝達する目的、またはその他の必要な管理目的のためである。ユーザ関連情報は、上述の目的においてのみ、ユーザが使用することができる。

【安全な情報提供の仕組みの構築】

運営事業者は、情報の提供や利用、基盤への接続が、安全で信頼できるよう必要な措置を講じる。CMP では、情報の授受が設定されているユーザに限定して情報伝達が行われる。

運営事業者は、CMP の運営に際し、健全なガバナンスが働くよう必要な措置を講じる。運営事業者が認証した、アブリベンダーならびに企業のみが CMP に接続できる。

6.5. 情報の更新

CMP 要申告物質の更新が、組織の製品の製品含有化学物質の追加・更新に該当する場合は、迅速に川下側に伝達すること。

[注記 1] 迅速とは、法律用語の遅滞なくに相当し、情報伝達までの期間の目安を 1 ヶ月以内とする。

[注記 2] 対象製品や更新のタイミングは、製品や業態により異なると考えられる。

製品に付随する資源循環情報についても、製品含有化学物質情報と同様の更新を行うこと。

組織の窓口(担当者)を変更する場合には、組織の上流および下流の情報伝達先へ連絡される CMP 製品環境情報の更新と同様に、最新の窓口(担当者)の情報を更新すること。

6.6. 企業機密

CBI(企業機密情報、Confidential Business Information)は尊重されるべきであるが、CMP 要申告物質は、有害性等に基づいて申告必須の対象としている物質であり、CMP 要申告物質に該当し、かつ申告必須の条件を満たす物質の情報は法規制等の規定する基準に該当する情報であるため CBI の対象とはならない。

[注記] 自社の製品に適用されない法規制等であっても、サプライチェーンの川下で必要とされる情報であることを理解し、化学品でも伝達することが望ましい。

企業機密の保持やデータ主権の確保を実現するため、下記項目を理解、留意すること。

- ・内外の法令の遵守に必要な情報は、適正な契約のもとに必要最小限の相手や内容で開示する。
- ・情報の開示範囲は、情報受領者の意向を踏まえることを原則として情報提供者の同意を必要とする。
- ・第三者として情報を取扱う組織は、情報受領者・情報提供者にとって公正・公平を確保できる組織、プロセス、ガバナンスの仕組み等のもとに運営する。(第三者とは情報受領者・情報提供者以外を意味する)

製品に付随する資源循環情報 に含まれる CBI についても上記と同様に扱う。

6.7. 情報伝達先における情報作成・伝達の支援

製品の供給者と購入者とのコミュニケーションによって、製品の用途や購入者の工程が把握できた場合、製品の供給者は、購入者の製品含有化学物質情報の作成に有用な情報を伝達することが望ましい。ただし、購入者において、供給者が想定する標準的な用い方をしない場合、他の組織から供給を受けた製品と組み合わせて用いる場合等はその限りではない。

7. 製品含有化学物質情報

7.1. CMP 要申告基準および CMP 要申告物質

製品含有化学物質情報として申告を必須とする化学物質は、運営事業者が法規制や既存の業界基準を選定することで決定される。

CMP 要申告基準は、運営事業者が設定する。

セクターごとに申告必須とする基準(以降、セクター別要申告基準という)を運営事業者が取扱対象基準から選定、設定し、セクターに属するサプライチェーンで共通とする。

CMP 要申告基準は別途定める手続きにしたがって、追加、削除等ができる。

CMP 要申告基準について、各基準が指定する物質ならびに、物質群について、個別の物質名や CAS 番号レベルまで展開した物質を含んだ物質リスト(CMP 要申告物質リスト)を運営事業者が維持管理し、定期的に改訂する。

CMP 要申告物質ステータスフラグは、規制変更時の速報性を重視するために、規制変更時の影響調査結果として川上側からすみやかに伝達する。

7.2. セクター別の成分情報の申告条件

セクターごとに、成分情報の申告条件を定める。申告条件とは、申告必須基準、申告レベル、申告閾値、成分付随情報等であり、運営事業者がセクターのサプライチェーンで合意可能な条件を設定する。

- ・申告必須基準：CMP 要申告基準から 1 つまたは複数が設定される。
- ・申告レベル：材質や物質の申告条件であり、FSD(全物質申告)、FMD(全成分申告)、DSD(要申告物質申告)のレベルが設定される。
- ・申告閾値：物質の申告閾値(例えば、均質材料中の濃度閾値等)
- ・成分付随情報：特定の物質や材料を含有している場合に収集が必要な情報(例：適用除外用途、UVCB、等)や、製品に付随する情報(例：違法判断情報等)。化学品のみ、成形品のみに適用される情報もある。

[注記] UVCB 物質とは、組成が不明または不定の物質、複雑な反応生成物、または生体物質(Substances of Unknown or Variable composition, Complex reaction products or Biological materials)を指す。(例：ガラス、セラミック)

【ジャンルの設定】

各事業者が製造する製品の用途を事業者間で共有することを目的として、ジャンルが設定される。各法規の違法判断における報告閾値を規定する要素となり、調査依頼条件として、情報受領者から情報提供者に伝達される。ジャンルとして、電池、ディスプレイ、玩具・育児用品、織物・皮革、包装材を初期設定とする。追加等手続きに従って行われる。

7.3. 成分情報の登録

申告に先立ち、情報提供者は、組織のみが閲覧可能な状況で成分情報をシステム登録する。登録情報に基づき、セクターの条件に従った成分情報申告することで両者の整合性を保持する。

登録のレベルとして、FSR(全物質登録)や FMR(全成分登録)、DSR(要申告物質登録)があり、物質リスト更新時に新規に追加された申告対象物質が、申告されずに登録されている場合、CMP から自動的に CMP 情報提供者に通知される。情報提供者は、通知に基づき、確認を行い、当該物質を申告する。

7.4. 化学品の製品含有化学物質情報の伝達

化学品を供給する組織は、組織の有する情報または川上側の化学品の供給者から伝達された情報を元に、組織の供給する化学品の製品含有化学物質情報を作成・管理し、川下側に伝達すること。

化学品を製造する組織がサプライチェーンの川上側から化学品の製品含有化学物質情報の更新を伝達された際には、その更新情報を元に必要なデータの追加・加工を行い、組織の供給する化学品の製品含有化学物質情報を更新すること。

供給する化学品の製品含有化学物質情報は、「責任ある情報伝達」として情報受領者が指定するセクター別要申告基準を満たすように申告すること。これに対し、情報受領者は、自組織および川下側のサプライチェーンにおいて「責任ある情報伝達」に必要なセクター別要申告基準を指定する。疑義が生じた場合は、企業間取引でのコミュニケーションを行い、解消に努めること。

化学品から成形品への変換工程では、濃縮、揮発や反応等の現象を含んでおり、成形品において申告レベルを満たすためには、化学品について追加的な情報が必要となる場合がある。化学品の供給者はこの点を理解し、知り得る知見と自組織の設計(成形条件を含む)を用いるなど合理的に実行可能な範囲内で、ファーストアーティクル生産者からの追加的な情報の要請に応じた申告に協力すること。

7.5. 成形品の製品含有化学物質情報の伝達

サプライチェーンの中で、化学品から最初に製造される成形品、すなわちファーストアーティクル生産者は、化学品からの変換工程(濃縮、揮発や反応等を含む)を経て、成形品の申告レベルを満たす製品含有化学物質情報を作成する上で必要となる追加的な情報を過不足無く把握するために、化学品の供給者とのコミュニケーションを行うこと。

その上で、ファーストアーティクル生産者は化学品の供給者から伝達された化学品情報または組織の有する情報を元に、組織の供給する成形品の製品含有化学物質情報を作成・管理し、川下側に伝達すること。

サプライチェーンにおいて、成形品を組み合わせたり、加工したりして成形品を製造する組織は、上流側から伝達された、若しくは組織内で作成した成形品の製品含有化学物質情報を組織で管理し、組織の製造する成形品に紐付けて製品含有化学物質情報を作成すること。

供給する成形品の製品含有化学物質情報は、「責任ある情報伝達」として情報受領者が指定するセクター別要申告基準を満たすように申告すること。疑義が生じた場合は、企業間取引でのコミュニケーションを行い、解消に努めること。

7.6. 成形品の遵法判断情報

成形品の購入者は自組織での管理の必要性に応じて、供給者に成分-遵法情報変換の実施と、その結果を確認したという情報(遵法確認フラグ)の伝達を要求することができる。

成形品の供給者は、購入者からの要求に応じて成分-遵法情報変換を行い、その結果を確認したという情報(遵法確認フラグ)を伝達すること。

成形品の遵法判断情報は、電機電子セクターのみに適用される。

7.7. 要申告候補物質

セクター別に選定された要申告候補物質の情報伝達は、運営事業者からの通知内容に基づいて行われる。

要申告候補物質は、要申告基準の法令・業界規制に基づいて、別途定める手続きにしたがって選定される。

法令・業界規制に指定される前の物質であるため、情報提供側に「非開示」との回答が許容される。ただし、当該物質を使用している企業が早期に対応策を講じる必要があることを情報提供側は十分に理解し、回答する努力が求められる。

7.8. 個社独自調査および回答

顧客要求や製品固有の要求などのため、要申告物質・要申告候補物質リストに含まれていない物質・物質群を調査する必要がある場合は、以下のルールに従って行うこととする。

- ・CMP が定めた個社独自調査フォーマットに必要な調査対象を入力して個別に川上側の企業に依頼する。
- ・依頼および回答は CMP のファイル添付機能を利用して行う。
- ・個別調査は個社で必要最低限の対象に絞り、不要な調査は控える。

- ・個社独自調査の対象が物質/物質群である場合は、一般物質として登録されていることを確認し、登録されていなければ運営事業者に登録依頼を行うこと(前提として、最初の段階で各社の独自調査物質は一般物質として登録しておく)。

8. 製品に付随する資源循環情報

製品に付随する資源循環情報は、バージン材のみの場合は対象外となる。

製品に付随する資源循環情報のデータ構造は、国際規格を考慮した構造とする。すなわち、成形品の製品含有化学物質情報の製品 – 部品 – 材料 – 化学物質からなる階層構造にあわせた、リサイクル材情報、リニューアブル材情報、リユース部品情報、リサイクル・リユース率の情報となる。

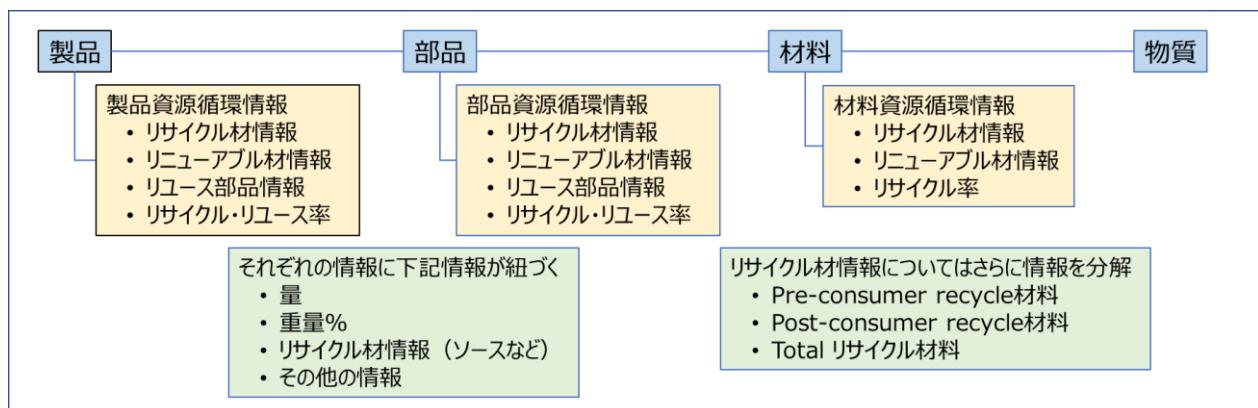


図 2 製品に付随する資源循環情報